官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四九）　二
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働三七六）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同三七七）　五
○令和八年厚生労働省告示第二百三十六号の一部を改正する件（同三七八）　六
○令和八年厚生労働省告示第二百三十七号の一部を改正する件（同三七九）　六
○有機藻類の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一六〇三）　六
○有機藻類についての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一六〇四）　六
○有機藻類についての小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一六〇五）　六
○有機藻類の生産行程についての検査方法の一部を改正する件（同一六〇六）　七
〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下は第四十五回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件（宮内庁一二）　七
○伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき箱根小田原からくり細工を伝統的工芸品として指定した件（経済産業一三三）　七
○伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき京竹工芸を伝統的工芸品として指定した件（同一三四）　八
○伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき京七宝を伝統的工芸品として指定した件（同一三五）　八
○伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき伝統的工芸品として指定した件の一部を改正する告示（同一三六～一三九）　八
○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件（国土交通一二九一）　九
○運輸審議会から答申があった件（同一二九二、一二九三）　九
〔国会事項〕
国家公安委員会　警察庁　九
〔人事異動〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五九）　一〇
〔叙位・叙勲〕
除籍が滅失した件（同一六〇）　一〇
〔皇室事項〕
諸事項　一〇
〔官庁報告〕
金融サービス仲介業者保証金取戻し、第三者所有物の没収、財団、証票無効関係　一一
〔公　告〕
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　二九

省　令

○厚生労働省令第百四十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
第十五条の四の三　（略）	**第十五条の四の三**　（略）
第十五条の四の四　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、令和八年熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたものが行う令和八年熊本地震に際し熊本県の区域内に所在する事業所における第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等（同項第二号イ⑴の対象期間の初日が令和八年七月二十八日から起算して六月が経過する日までの間にあるものに限る。）については、同条第二項第二号の規定は、適用しない。	（新設）
（産業雇用安定助成金に関する暫定措置）	（産業雇用安定助成金に関する暫定措置）
第十五条の四の五　（略）	**第十五条の四の四**　（略）
（削除）	**第十五条の四の五**　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、令和八年熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたものが行う令和八年熊本地震に際し熊本県の区域内に所在する事業所における第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等（同項第二号イ⑴の対象期間の初日が令和八年七月二十八日から起算して六月が経過する日までの間にあるものに限る。）については、同条第二項第二号の規定は、適用しない。
第十五条の四の六　第百二条の三の三の産業雇用安定助成金として、同条に規定するもののほか、当分の間、令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金を支給するものとする。	（新設）
2　令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金は、次の各号に定める事業主に対して支給するものとする。	
一　令和八年熊本地震に際し熊本県内に所在する事業所の事業主のうち、当該地震に伴う経済上の理由により、当該事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であつて、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主（以下この条において「出向先事業主」という。）と出向に関する契約を締結し、雇用する被保険者（都道府県労働局長に届け出た出向計画（以下この号及び第五項において「出向計画」という。）に基づき出向先事業主が行う事業に当該出向した者が従事する事業所における当該従事する期間（以下この号及び次項において「出向期間」という。）の初回の出向をした日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等（解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）及び日雇労働被保険者を除く。第七項において「出向元事業所被保険者」という。）について次のいずれにも該当する出向をさせ、当該出向をした者に係る出向の状況及び出向をした者の賃金についての負担状況を明らかにする書類を整備しているもの（以下この条において「出向元事業主」という。）	
イ　出向期間の初日が令和八年十月一日から令和九年九月三十日までの間にある出向であつて、当該出向の期間が一箇月以上の期間であり、かつ出向をした日から起算して一年を経過する日までの間に終了し、当該出向の終了後出向元事業主の当該出向に係る事業所に復帰するものであること。	

ロ　出向期間における通常賃金の額が、おおむねその者の出向前における通常賃金の額に相当する額であること。

ハ　出向の時期、出向の対象となる労働者の範囲その他出向の実施に関する事項について、あらかじめ出向元事業主と当該出向元事業主の当該出向に係る事業所の労働組合等との間に書面による協定がなされ、当該協定の定めるところによつて行われるものであること。

ニ　出向をした者の同意を得たものであること。

ホ　出向計画に基づくものであること。

二　あらかじめ出向元事業主と出向に関する契約を締結した出向先事業主であつて、雇い入れた者に係る出向の状況及び雇い入れた者の賃金についての具体的状況を明らかにする書類を整備しているもの

3　令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金の額は、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号に該当する事業主　当該事業主が同号イからホまでのいずれにも該当する出向をした者（第五項において「出向対象被保険者」という。）に係る令和九年九月三十日までの出向期間（以下この項及び次項において「支給対象期間」という。）における賃金について同号の契約に基づいて負担した額（当該額及び出向先事業主が同号の契約に基づいて負担した額の合計額が、出向前における通常賃金に支給対象期間の日数を乗じて得た額を超える場合は、出向前における通常賃金に支給対象期間の日数を乗じて得た額）の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額

二　前項第二号に該当する事業主　当該事業主が支給対象期間における賃金について同号の契約に基づいて負担した額（当該額及び出向元事業主が同号の契約に基づいて負担した額の合計額が、出向前における通常賃金に支給対象期間の日数を乗じて得た額を超える場合は、出向前における通常賃金に支給対象期間の日数を乗じて得た額に、出向契約において出向先事業主が負担した額を当該合計額で除して得た率を乗じて得た額）の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額

4　前項の規定にかかわらず、同項第一号に定めるところにより算定される額及び同項第二号に定めるところにより算定される額の合計額が基本手当日額の最高額に支給対象期間の日数を乗じて得た額（以下この項において「基本手当支給対象額」という。）を超える場合には、同項第一号に規定する額は、同号に定めるところにより算定される額に基本手当支給対象額を乗じて得た額を当該合計額で除して得た額とし、同項第二号に規定する額は、同号に定めるところにより算定される額に基本手当支給対象額を乗じて得た額を当該合計額で除して得た額とする。

5　第二項第二号に該当する事業主に対する令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金は、一の事業所につき、一の年度において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数まで支給する。

一　当該年度の初回の出向計画の提出日の前日における出向対象被保険者を雇い入れる事業所において雇用する被保険者（当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等及び日雇労働被保険者を除く。以下この項において「出向先事業所被保険者」という。）の数が十人未満の場合　十人

二　出向先事業所被保険者の数が十人以上五百人未満の場合　出向先事業所被保険者数

三　出向先事業所被保険者の数が五百人以上の場合　五百人

6　令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金は、出向元事業主が、他の事業主に係る雇用の安定を図るための給付金であつて職業安定局長が定めるもの（以下この項において「雇入れ促進給付金」という。）の対象となる被保険者を出向又はあつせんにより雇い入れている場合（当該被保険者に係る雇入れ促進給付金が支給される場合に限る。）において、当該雇入れ促進給付金の対象となる被保険者の従事する自己の事業所の被保険者について出向をさせたときは、当該被保険者については、支給しない。

7　令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金は、出向先事業主が、出向元事業所被保険者の雇入れの際に当該出向元事業所被保険者が従事することとなる自己の事業所の被保険者について出向をさせていた場合（雇用の安定を図るための給付金であつて職業安定局長が定めるものが支給される場合に限る。）において、第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等又は雇入れのあつせんを行つていたときは、支給しない。

8　第二項から第四項までの規定にかかわらず、令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金は、国等に対しては、支給しないものとする。

9　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の四の六第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の四の六第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「事業主」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の四の六第二項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則附則第十五条の四の六の規定は、令和八年十月一日以降の出向について適用する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百七十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年十月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(7)　（略） (8)　ビラスチン (9)～(19)　（略） 二・三　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(7)　（略） （新設） (8)～(18)　（略） 二・三　（略）

○厚生労働省告示第三百七十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。ただし、ビラスチン、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤であって、令和九年四月二十一日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方箋医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

令和八年十月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(879)　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(879)　（略）
（削る） (880)～(1289)　（略） 九　（略）	(880)　ビラスチン (881)～(1290)　（略） 九　（略）

○厚生労働省告示第三百七十八号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第三号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第九十七号）附則第二条の規定に基づき、令和八年厚生労働省告示第二百三十六号の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表を次のように改める。

別表（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準又は帳票要件の標準
北海道札幌市、北海道北見市、北海道北広島市、北海道月形町、北海道美深町、北海道美幌町、北海道津別町、北海道遠軽町、北海道別海町、北海道標津町、岩手県雫石町、福島県二本松市、福島県川俣町、茨城県筑西市、栃木県益子町、栃木県茂木町、群馬県高崎市、群馬県桐生市、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県吉岡町、群馬県神流町、群馬県中之条町、群馬県東吾妻町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県行田市、埼玉県秩父市、埼玉県戸田市、埼玉県坂戸市、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県神川町、埼玉県寄居町、東京都墨田区、東京都品川区、東京都中野区、神奈川県鎌倉市、岐阜県羽島市、静岡県森町、愛知県東郷町、京都府亀岡市、兵庫県明石市、兵庫県伊丹市、和歌山県有田市、鳥取県智頭町、鳥取県日南町、島根県出雲市、岡山県総社市、岡山県勝央町、山口県長門市、徳島県阿波市、徳島県牟岐町、高知県高知市、高知県南国市、高知県須崎市、佐賀県多久市	告示別表第一の038001の項、038002の項、038036の項、038045の項、038046の項、038048の項、038049の項及び038308の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の038041の項、038311の項及び038312の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道岩見沢市、北海道鷹栖町、北海道当麻町、北海道比布町、北海道美瑛町、北海道礼文町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、青森県弘前市、青森県三沢市、岩手県盛岡市、岩手県宮古市、岩手県葛巻町、宮城県大河原町、宮城県丸森町、宮城県亘理町、宮城県山元町、宮城県大和町、秋田県横手市、秋田県仙北市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県金山町、山形県最上町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県遊佐町、福島県白河市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県桑折町、福島県天栄村、福島県猪苗代町、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県玉川村、福島県浪江町、茨城県水戸市、茨城県古河市、茨城県結城市、茨城県取手市、茨城県牛久市、茨城県坂東市、茨城県阿見町、茨城県境町、埼玉県狭山市、埼玉県草加市、埼玉県新座市、埼玉県吉見町、埼玉県松伏町、千葉県習志野市、千葉県柏市、東京都千代田区、東京都文京区、東京都台東区、東京都大田区、東京都北区、東京都江戸川区、東京都昭島市、東京都東村山市、東京都清瀬市、東京都稲城市、東京都あきる野市、東京都新島村、東京都御蔵島村、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県弥彦村、愛知県岡崎市、愛知県瀬戸市、愛知県春日井市、	

愛知県小牧市、三重県伊勢市、三重県名張市、三重県尾鷲市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県度会町、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀宝町、滋賀県東近江市、京都府宮津市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、大阪府吹田市、大阪府泉大津市、大阪府高槻市、大阪府能勢町、大阪府茨木市、大阪府富田林市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府和泉市、兵庫県西宮市、兵庫県芦屋市、兵庫県豊岡市、兵庫県佐用町、兵庫県新温泉町、奈良県御所市、奈良県神河町、奈良県平群町、奈良県川西町、奈良県三宅町、奈良県田原本町、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県吉野町、奈良県下市町、奈良県黒滝村、奈良県天川村、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県日高町、和歌山県由良町、和歌山県上富田町、和歌山県古座川町、和歌山県北山村、和歌山県串本町、島根県浜田市、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県玉野市、岡山県井原市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県呉市、広島県海田町、広島県坂町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、愛媛県八幡浜市、愛媛県西条市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県松野町、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県豊前市、福岡県築上町、佐賀県小城市、佐賀県太良町、長崎県小値賀町、熊本県宇城市、熊本県阿蘇市、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県南関町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県多良木町、熊本県湯前町、熊本県五木村、熊本県あさぎり町、大分県佐伯市、宮崎県日向市、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、千穂町、宮崎県五ヶ瀬町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県曽於市、鹿児島県長島町、鹿児島県東串良町、鹿児島県肝付町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、沖縄県国頭村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県久米島町

告示別表第一の0380268の項、0380294の項、0380272の項、0380297の項、0380298の項、0380299の項、0380309の項及び0380310の項の機能要件並びに告示別表第二の0380280の項、0380301の項、0380311の項及び0380312の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

北海道浦幌町、青森県六ヶ所村、福島県塙町、栃木県鹿沼市、栃木県大田原市、栃木県那須烏山市、栃木県高根沢町、群馬県下仁田町、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、千葉県船橋市、東京都新宿区、東京都調布市、山梨県北杜市、新潟県昭和町、新潟県粟島浦村、石川県金沢市、山梨県笛吹市、愛知県刈谷市、滋賀県大津市、静岡県沼津市、兵庫県西脇市、奈良県大淀町、和歌山県海南市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県八頭町、鳥取県日野町、鳥取県伯耆町、島根県松江市、島根県飯南町、岡山県真庭市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県西粟倉村、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県安芸高田市、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、福岡県北九州市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、長崎県松浦市、熊本県八代市、宮崎県宮崎市、鹿児島県霧島市

令和10年４月１日

福島県棚倉町、栃木県宇都宮市、栃木県足利市、栃木県下野市、栃木県塩谷町、埼玉県さいたま市、千葉県市川市、千葉県山武市、神奈川県川崎市、新潟県三条市、新潟県魚沼市、長野県松本市、愛知県一宮市、和歌山県紀美野町、鳥取県鳥取市、島根県福岡市、香川県さぬき市、福岡県福岡市、熊本県熊本市

令和11年４月１日

山形県大石田町、福島県須賀川市、福島県南会津町、福島県下郷町、福島県浅川町、栃木県小山市、埼玉県三芳町、神奈川県海老名市、神奈川県藤岡市、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、静岡県西伊豆町、鳥取県北栄町、徳島県徳島市、愛媛県松山市

令和12年４月１日

山形県真室川町、福島県檜枝岐村、栃木県佐野市、埼玉県入間市、埼玉県横瀬町、大阪府泉南市

令和13年４月１日

○農林水産省告示第十六百十一号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、有機藻類の日本農林規格（令和三年農林水産省告示第二千七十四号）（ＪＡＳ　〇〇一八）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年十一月二十一日から施行する。

令和八年十月二十二日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第十六百十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機藻類についての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和三年農林水産省告示第二千七十九号）の一部を次のように改正し、令和八年十一月二十一日から施行する。

令和八年十月二十二日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第十六百九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機藻類についての小分け業者の認証の技術的基準（令和三年農林水産省告示第二千八十二号）の一部を次のように改正し、令和八年十一月二十一日から施行する。

令和八年十月二十二日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○厚生労働省告示第三百七十九号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第三号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第九十七号）附則第三条の規定に基づき、令和八年厚生労働省告示第三百三十七号の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表を次のように改める。

別表

地方公共団体	適用日
北海道壮瞥町、青森県八戸市、秋田県秋田市、秋田県大館市、福島県鮫川村、栃木県さくら市、千葉県市原市、千葉県八千代市、千葉県九十九里町、東京都練馬区、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、京都府宇治市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、兵庫県洲本市、兵庫県三田市、鳥取県日吉津村、岡山県津山市、岡山県美作市、岡山県早島町、広島県神石高原町、愛媛県西予市、愛媛県鬼北町	令和９年４月１日

○農林水産省告示第千六百六号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十三条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機藻類の生産行程についての検査方法（令和三年農林水産省告示第二千八十一号）の一部を次のように改正し、令和八年十一月二十一日から施行する。

令和八年十月二十二日　農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○宮内庁告示第十二号

天皇皇后両陛下は、大阪府において開催される第四十五回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十一月十四日から同月十五日まで同府へ行幸啓になる。

令和八年十月二十二日　宮内庁長官　黒田武一郎

○経済産業省告示第百三十三号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、箱根小田原からくり細工を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日　経済産業大臣　赤澤　亮正

一　伝統的工芸品の名称

箱根小田原からくり細工

二　伝統的な技術又は技法

1　製品構造の特性にあわせ木目方向制御を適切に行うこと。

2　材料の乾燥は十分に行い適度な水分量とすること。

3　「あるき構造製品」の製作は、次の技術又は技法によること。

（一）「あるき」の連携など摺動を「からくり」に活かすこと。

（二）「あるき」は、仕掛けに応じて「木殺し」など抵抗感調整の方策を講じること。

4　「引出構造製品」の製作は、次の技術又は技法によること。

外箱と内箱を相互に物理的にロック（からくりの鍵をかける）する機構を仕込み、解錠及び施錠がともに円滑に動作するようにすること。

三　伝統的に使用されてきた原材料

木材は、桂、朴又はこれらと同等の材質を有するものとすること。

四　製造される地域

神奈川県　小田原市、茅ケ崎市、南足柄市、箱根町

五　指定年月日

令和八年十月二十二日

○経済産業省告示第百三十四号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、京竹工芸を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日　経済産業大臣　赤澤　亮正

一　伝統的工芸品の名称

京竹工芸

二　伝統的な技術又は技法

1　花籠にあっては次の技術又は技法によること。

（一）「ひご作り」及び部材造りは、次の技術又は技法によること。

（イ）竹を必要な寸法に「鋸」で切るときには皮がめくれないように「回し切り」をすること。

（ロ）「節取り」は小刀等で節を一周し節の角を丸くすること。染仕上げの場合は竹を小刀等で甘皮を剝くこと。

（八）「大割」は鉈で竹を二つ割り、「中割」は更に竹を細かく割る。「小割」はその小口に沿って作りたいひご巾の目盛りを入れること。

（二）「巾引き」は小刀を丸太に刺し巾決めすること。

（ホ）「面取り」は丸太の巾引き小刀を差し替えてすること。

（ヘ）「裏すき」は小刀で厚みを整えること。

（ト）「編み」は、「六つ目編み」、「四つ目編み」、「八つ目編み」、「網代編み」、「縄目編み」、「輪弧（りんこ）編み」、「麻の葉編み」、「鉄線編み」、「ござ目編み」若しくは「菊底編み」又はこれらの組合せによること。

（三）縁（枠）仕上げをおこなうこと。

2　竹花入にあっては、次の技術又は技法によること。

（一）「油抜き」をする場合は、墨火抜き又は湯抜きをすること。

（二）使用する竹は数年寝かせて晒すこと。

（三）竹の切断は、目立てした「鋸」を用いること。

（四）窓の切断には墨付けをして位置を決めること。

（五）「窓開け」は、「ノミ」及び「小刀」を用いて、逆目に注意して窓の柱を底辺に「垂直」になるよう作業すること。

（六）切断面の仕上げには、鑢（やすり）、木賊（とくさ）、鮫皮、鹿の角粉で磨くこと。

三　伝統的に使用されてきた原材料

1　使用する竹材は、マダケ、モウソウダケ、ハチク、クロチク、メダケ、キッコウダケ、ホウビチク、ススタケ、ゴマタケ、ヤダケ又はこれらと同等の材質を有するものとすること。

2　使用する漆は、天然漆とすること。

四　製造される地域

京都府　京都市、向日市、乙訓郡大山崎町

五　指定年月日

令和八年十月二十二日

○経済産業省告示第百三十五号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、京七宝を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日　経済産業大臣　赤澤　亮正

一　伝統的工芸品の名称

京七宝

二　伝統的な技術又は技法

1　胎制作は、金属の板を切り出し金槌等で成形すること。

2　胎の下焼は、成形した金属の胎に、のり水を用いて、下地釉薬を筆、ホセ又は篩（ふるい）で施し、焼成すること。

3　有線七宝にあっては以下によること。

（一）植線（模様付け）は、金、銀、銅、真鍮の金属線で模様を作り、下焼きを施した胎に線の高さ、厚みを選定し、糊で仮止めし、模様付けをすること。

（二）模様植線焼付は、模様付けした胎を炉に入れて焼成、固定すること。

4　施釉は、ホセ、筆又は篩を用いて釉薬で彩色すること。

5　釉薬焼成は、炉で焼き、釉薬を定着させること。

6　仕上げは、砥石又はグラインダーで研磨すること。

三　伝統的に使用されてきた原材料

1　「胎」に使用する材料は、金、銀又は銅とすること。

2　「植線」に使う材料は、金、銀、銅又は真鍮とすること。

3　「釉薬」は、珪石、鉛丹若しくは硝石又はこれらと同等の材質を有するものを主原料とすること。「泥釉薬」は、白玉、鉛白、珪石若しくは長石又はこれらと同等の材質を有するものを主原料とすること。

四　製造される地域

京都府　京都市、宇治市、城陽市、長岡京市、乙訓郡大山崎町

五　指定年月日

令和八年十月二十二日

○経済産業省告示第百三十六号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第五項の規定に基づき、昭和六十一年通商産業省告示第八十五号（伝統的工芸品として指定した件）の一部を次の表のように改正し、同条第七項において準用する同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　伝統的な技術又は技法 1・2　（略） 3　屏風にあつては、次の技術又は技法によること。 (一)　下地骨は、外枠である框にほぞ組を施し、内部格子である組子を組み上げ、木釘を用いて固定した構造とすること。 (二)　下張りは、骨縛、胴張、蓑掛及び蓑縛によること。この場合において、使用する和紙は薄手のものとすること。 (三)　屏風の蝶番は、羽根つけ、蝶番とじ及びおぜ包みによるものとし、合差の厚みは仕様に応じて適切に調整すること。 (四)　表張り及び裏張りは、泛張りによること。 (五)　縁打ちは、折れ合い、ダボ留め又は通し打ちのいずれかによること。この場合において、縁は塗縁又は白木縁とすること。	二　伝統的な技術又は技法 1・2　（略） （新設）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百三十七号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第五項の規定に基づき、昭和五十年通商産業省告示第百七十一号（伝統的工芸品として指定した件）の一部を次の表のように改正し、同条第七項において準用する同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　伝統的な技術又は技法 1　（略） 2　絵付をする場合は手描きによること。 3・4　（略） 三・四　（略）	二　伝統的な技術又は技法 1　（略） 2　手描きによる絵付をすること。 3・4　（略） 三・四　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
(六)　雛屏風のへり取りは、出合又は一文字通しのいずれかによること。五月屏風の仕立てにあつては、へり取りを行わないものとすること。 三　伝統的に使用されてきた原材料 1・2　（略） 3　屏風にあつては、次の原材料を使用すること。 (一)　紙は和紙とすること。 (二)　裂地は天然素材の織物又はこれらと同等の材質を有するものとすること。 (三)　木地は杉、檜、桐、桑、女桑又はこれらと同等の材質を有するものとすること。 (四)　金具は金、銀、銅、鉄、真鍮又はこれらと同等の材質を有するものとすること。 (五)　糊は姫糊、生麩糊、布海苔、膠又はこれらと同等の材質を有するものとすること。 (六)　漆は、天然漆とすること。 四　（略）	三　伝統的に使用されてきた原材料 1・2　（略） （新設） 四　（略）

○経済産業省告示第百三十八号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第五項の規定に基づき、昭和五十年通商産業省告示第百七十号（伝統的工芸品として指定した件）の一部を次の表のように改正し、同条第七項において準用する同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　伝統的な技術又は技法 1　手描友禅にあつては、次の技術又は技法によること。 ㈠～㈢　（略） ㈣　黒色に地染をする場合には、原則として伏せのりをしないこと。ただし、ぼかしを入れる等の防染が必要な場合は、この限りでない。 ㈤　（略） 2　（略）	二　伝統的な技術又は技法 1　手描友禅にあつては、次の技術又は技法によること。 ㈠～㈢　（略） ㈣　黒色に地染をする場合には、伏せのりをしないこと。 ㈤　（略） 2　（略）
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百三十九号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第五項の規定に基づき、昭和五十年通商産業省告示第百五十四号（伝統的工芸品として指定した件）の一部を次の表のように改正し、同条第七項において準用する同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　伝統的な技術又は技法 1　次の技術又は技法により製織された織物とすること。 ㈠　平織りとすること。 ㈡　（略）	二　伝統的な技術又は技法 1　次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。 ㈠　先染めの平織りとすること。 ㈡　（略）
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千二百九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十二日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十七年十一月二十日から令和十四年三月三十一日まで

三　施行地区　大阪府大阪市北区豊崎七丁目、中津一丁目、中津二丁目、中津三丁目、中津五丁目、大淀中一丁目、大淀南一丁目、大深町、梅田三丁目及び大阪市福島区福島六丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　大阪都市計画事業大阪駅北大深西地区土地区画整理事業

五　事務所の所在地　大阪府大阪市北区梅田一丁目十三番一号大阪梅田ツインタワーズ・サウス二十一階（変更前：大阪府大阪市北区大深町四番二十号グランフロント大阪タワーA十七階）

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十七年十一月二十日

七　施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　令和八年十月二十二日

○国土交通省告示第千二百九十二号

横浜市からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案（事案番号令八第五〇〇一号）については、令和八年十月一日付け国運審第十二号により、運輸審議会から、認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和八年十月二十二日

国土交通大臣　井林　辰憲

○国土交通省告示第千二百九十三号

日本トランスオーシャン航空株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号令八第九〇〇二号）については、令和八年十月一日付け国運審第十三号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和八年十月二十二日

国土交通大臣　井林　辰憲

国会事項

衆議院

議案提出

十月二十日議員から提出した議案は次のとおりである。

就業者の租税及び社会保険料による負担の軽減のために講ずべき措置に関する法律案（浅野哲外三名提出）

議案撤回申出

十月二十日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘外三名提出、第二百二十一回国会衆法第三一号）

議案撤回

十月二十日議員からの申出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

賃金上昇を上回る所得税の負担増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘外三名提出、第二百二十一回国会衆法第三〇号）

答弁書受領

十月二十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員西村智奈美提出ギャンブルの日常化の防止等に関する質問に対する答弁書

参　議　院

議案撤回通知書受領

十月二十日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

賃金上昇を上回る所得税の負担増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（第二百二十一回国会、鈴木義弘外三名提出）

質問主意書提出

十月二十日議員から次の質問主意書が提出された。

公助を求める国民の声に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一一号）

答弁書受領

十月二十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出就労移行支援体制加算の適正化と一般就労への移行実績の評価に関する質問に対する答弁書（第六号）

人事異動

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　大野　敬

熊本県警察本部長を命ずる（十月九日）

警　察　庁

（熊本県警察本部長）警視長　佐藤　昭一

警察庁生活安全局生活安全企画課長を命ずる

（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（生活安全局担当））警視監　服部　準

警察庁生活安全局生活安全企画課長事務取扱を免ずる（以上十月九日）

叙位・叙勲

○叙位

正六位に叙する（各通）

大島　将良　清水　光夫　竹村　房代

林　良信　古川　良夫　吉田　薫

渡部　芳加

従七位に叙する（各通）

岩間　弘征　大場　淑

加藤　智　倉谷　義隆

中田　和孝　橋本　龍義

従六位に叙する（各通）

加藤　敏秋

山本　恒昭

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上九月十日）

久留島昭彦

正四位に叙する（各通）

従四位に叙する

正五位に叙する

小澤　正剛

従七位

従五位に叙する（各通）

川人　忠　五味　申吉

正六位に叙する（各通）

井本　修二　大塚　康弘

小田　治司　香川　憲司

中島　孚徳　平川　清

従六位に叙する（各通）

藻形　修二

正七位に叙する

（警察庁警部）

従七位に叙する（各通）（以上九月十一日）

鈴木　徳治

従四位に叙する

（千葉大学名誉教授）

井手　内次

従五位に叙する（各通）

足立　威宏　井上　數満

矢島　信次　柳田　利久

正六位に叙する（各通）

（岩手県岩泉町議会議員）

鹿嶋田　宏　佐藤　松雄

中本　憲一　野本　尚徳

平野　英一　茂木　斌

従六位に叙する（各通）

石井　清

正七位に叙する（各通）

鷹野　敏彦

伊藤　茂幸

従七位に叙する（各通）（以上九月十二日）

緒方　忠一

影山　雅士

園田　利隆

林　亨

栗山　郁夫

渡邉　昭

佐々木正美

鈴木　輝雄

加藤　淳士

樗木　康雄

樽野　晃夫

保志　和吉

宮上　朋之

岡田　邦雄

川又　功男

三桝　博之

平井　春光

齋藤　晋哉

錦織　雅夫

栗田　彰

最上　孝雄

合砂　丈司

鈴木　光司

生原　勲

吉岡　由和

小串　茂

稲田　米昭

俵　徹太郎

山本　近信

隠岐　博和

横山　勉

影山　彰

黒澤　季和

中村　勉

瀧波　和男

宮城島昌典

渡邊　孝一

有坂　茂男

藤井　徹三

遠藤富士雄

石嶺　傳實

堀下　正孝

渡邊　孝一

林　亨

中田　和孝

川人　忠

錦織　雅夫

大塚　康弘

鈴木　光司

茂木　斌

古屋　秀敏

木戸場勝弘

藤井　徹三

有坂　茂男

稲葉　一春

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の大阪府へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　十一月十四日

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

大阪国際空港御着

お泊所　リーガロイヤルホテル

第二日　十一月十五日

岸和田市立浪切ホール（南海浪切ホール）（式典会場）

スターゲイトホテル関西エアポート

りんくう公園（放流会場）

スターゲイトホテル関西エアポート

大阪府立すながわ高等支援学校

関西国際空港御発　特別機

東京国際空港御着

還幸啓

天候不良等の場合
第一日十一月十四日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌十五日とし、同日の御日程を次のとおり変更する。
皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
大阪国際空港御着
岸和田市立浪切ホール（南海浪切ホール）（式典会場）
岸和田市立浪切ホール（南海浪切ホール）（式典会場）以下当初の第二日の御日程に同じ。
第二日十一月十五日常四十五回全国豊かな海づくり大会のうち、海上歓迎行事及び御放流が全部中止となる場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。
岸和田市立浪切ホール（南海浪切ホール）（式典会場）
スターゲイトホテル関西エアポート
大阪府立すながわ高等支援学校
関西国際空港御発　特別機
東京国際空港御着
還幸啓

官告叙爵

法務省告示配第百五十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和八年十月二十二日

法務大臣　山下　貴司

住所　東京都板橋区
李香淑　昭和55年７月11日生
住所　福岡市東区
グスタボ・ルイス、ミヤモト　昭和59年９月15日生
グスタボ・エイジ、ラモス・ミヤモト　平成31年１月18日生
住所　浜松市中区
ド・ミン・キ　昭和62年６月12日生
住所　東京都江戸川区
ダン・テイ・ホン・テイエト　平成３年２月26日生
住所　東京都江戸川区
マリシェンコ・ユリア・ゲオルギエブナ　昭和50年６月19日生
マリシェンコ・アナスタシア・アントノブナ　平成19年６月６日生
住所　東京都港区
アヅマ・アナ　平成６年９月23日生
住所　東京都町田市
レ・ニャット・ツー・イン・ニ　平成２年８月15日生
住所　千葉県我孫子市
タナカ・ユ・ウォー　昭和35年９月28日生
住所　福岡市城南区
張可汶　昭和56年５月６日生
住所　群馬県高崎市
トー・ハイミ　平成11年５月15日生
住所　神奈川県座間市
グエン・チュン・ロイ　平成２年１月15日生
チャン・ティ・ニー　平成２年８月20日生
グエン・ダイ・キ　令和５年12月20日生
住所　群馬県伊勢崎市
ケオ・チャン・リッツ　昭和45年７月12日生
ヴォ・タン・ダット　平成23年１月16日生
住所　群馬県伊勢崎市
ヴォ・タン・フー　平成16年６月８日生
住所　千葉県市川市
ルー・ミン・ツ　平成９年３月13日生
住所　千葉県市川市
リム・チヨン・ニユー　昭和42年３月３日生
住所　滋賀県草津市
姜未華　平成９年２月16日生
住所　東京都豊島区
テッ・ナウン・チョー　平成５年２月13日生
住所　東京都板橋区
高俊浩　平成３年12月24日生
住所　神戸市西区
メイジェルディー・オリト・マツサキ　平成16年４月14日生

法務省告示配第百六十号

名古屋市中川区役所保存の次の除籍が滅失した。

令和八年十月二十二日

法務大臣　山下　貴司

名古屋市中川区童子町四丁目二番地　木村　峯一

公　告

諸　事　項

金融サービス仲介業者保証金取戻し公告

金融サービス仲介業者保証金規則（令和３年内閣府・法務省令第４号）第12条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＴＭＪ
２．住所　東京都新宿区西新宿七丁目20番１号
３．氏名　代表取締役　丸山　英毅
４．取戻しをしようとする保証金の額
10,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金サ）第11号）の保証金につき金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第６項の権利を有する者は、令和９年４月22日までに金融サービス仲介業者保証金規則別紙様式第４号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第１課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年10月22日

関東財務局長　彦谷　直克

金融サービス仲介業者保証金取戻し公告

金融サービス仲介業者保証金規則（令和３年内閣府・法務省令第４号）第12条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　マネーフォワードホーム株式会社
２．住所　東京都港区芝浦三丁目１番21号
３．氏名　代表取締役　金坂　直哉
４．取戻しをしようとする保証金の額
10,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金サ）第15号）の保証金につき金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第６項の権利を有する者は、令和９年４月22日までに金融サービス仲介業者保証金規則別紙様式第４号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第１課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年10月22日

関東財務局長　彦谷　直克

金融サービス仲介業者保証金取戻し公告

金融サービス仲介業者保証金規則（令和３年内閣府・法務省令第４号）第12条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　会計バンク株式会社
２．住所　東京都千代田区大手町一丁目６番１号大手町ビルＦＩＮＯＬＡＢ
３．氏名　代表取締役　反町　秀樹
４．取戻しをしようとする保証金の額
10,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金サ）第14号）の保証金につき金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第６項の権利を有する者は、令和９年４月22日までに金融サービス仲介業者保証金規則別紙様式第４号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第１課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年10月22日

関東財務局長　彦谷　直克

第三者所有物の没収に関する公告

令和８年10月22日

名古屋地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、令和８年11月５日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　名古屋地方裁判所刑事第５部Ｂ係（大村、酒見、林）、刑事第４部Ｂ係（久田）
２　被告事件名　常習賭博
３　被告人氏名　大村　拓也、酒見　駿、林　太貴、久田　翔太
４　公判期日　令和８年11月10日（大村、林）、同年10月20日（酒見）、同月29日（久田）

5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
　現金55,000円　一万円札５枚　五千円札１枚（名古屋地方検察庁令和８年領第1781号符号２）
　現金20,000円　一万円札２枚（同符号３）
　現金30,000円　一万円札３枚（同符号４）
　現金30,000円　一万円札３枚（同符号５）
　現金22,000円　一万円札２枚、千円札２枚（同符号６）
　現金55,000円　一万円札５枚、五千円札１枚（同符号７）
　現金10,000円　一万円札１枚（同符号８）
　現金20,000円　一万円札２枚（同符号９）
　現金10,000円　一万円札１枚（同符号10）
　現金17,000円　一万円札１枚、五千円札１枚、千円札２枚（同符号11）
　現金20,000円　一万円札２枚（同符号12）
　現金35,000円　一万円札３枚、五千円札１枚（同符号13）
　現金26,000円　一万円札２枚、五千円札１枚、千円札１枚（同符号14）
　現金14,000円　一万円札１枚、千円札４枚（同符号15）
　現金10,000円　一万円札１枚（同符号16）
　現金15,000円　一万円札１枚、五千円札１枚（同符号17）
　現金50,000円　一万円札５枚（同符号18）
　現金15,000円　一万円札１枚、五千円札１枚（同符号19）
　現金50,000円　一万円札５枚（同符号20）
　現金2,000,000円　一万円札200枚（同符号21）
　現金586,000円　一万円札13枚、五千円札78枚、千円札66枚（同符号22）
　現金760,746円　一万円札76枚、百円硬貨７個、十円硬貨３個、一円硬貨16個（同符号23）
　現金10,000円　一万円札１枚（同符号24）
　現金773,877円　一万円札77枚、千円札３枚、五百円硬貨１個、百円硬貨３個、十円硬貨７個、一円硬貨７個（同符号25）
　現金210,000円　一万円札21枚（同符号27）
6　没収の理由となるべき事実の要旨
　被告人４名は、氏名不詳者らと共謀の上、常習として、令和８年４月１日から同年６月30日までの間、名古屋市中区錦３丁目３番30号桜ビル６階賭博店「トレス」において、不特定多数の賭客に換金可能なゲーム用ポイント等を購入させて同ポイント等を賭け、同店に設置された31台の回胴式遊技機及びカジノサイト等にインターネット接続させたパーソナルコンピュータ等を使用して、３列の回胴の図柄の組み合わせにより勝敗を争う方法の賭博及び通称「バカラ」と称するゲーム等により勝敗を争う方法の賭博をしたものである。

工場財団

北海道石狩市花川北六条一丁目５番地**合同会社石狩再エネデータセンター第１号**の工場財団に北海道石狩市新港中央一丁目722番地１石狩再エネデータセンター第１号の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
　令和８年10月22日　　札幌法務局北出張所

証票無効

身分証明書
令和８年７月10日交付　第令８―000000011号
朝霞税務署　財務事務官　蒲地　真克　名義分
令和８年９月29日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
令和８年10月22日　　国　税　庁

徴収職員証票
国税収納官吏章
歳入歳出外現金出納官吏章
納税の猶予の申請に関する質問検査章
令和８年７月10日交付　第令８―000000005号
朝霞税務署　財務事務官　蒲地　真克　名義分
令和８年９月29日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
令和８年10月22日　　国　税　庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第４５６号
兵庫県三木市加佐２84番地の４
申立人　森本　芳博
本籍兵庫県小野市万勝寺町９26番地
最後の住所兵庫県小野市万勝寺町９26番地の３
死亡の場所兵庫県小野市
死亡年月日令和７年12月15日
出生の場所兵庫県津名郡岩屋町
出生年月日昭和８年７月９日
職業会社役員
被相続人　亡　市村　　穣
兵庫県小野市王子町22番地１　ニーズハイツ王子１03号　弁護士法人菜の花支所　菜の花小野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　若原　暁昭
催告期間満了日　令和９年５月７日
神戸家庭裁判所社支部

令和８年（家）第３０１７号
大分県杵築市大田俣水3406番地1
申立人　小笠原光一
本籍大分県杵築市大字宮司72３番地
最後の住所大分県杵築市大字熊野1178番地
死亡の場所大分県杵築市　死亡年月日令和８年８月７日
出生の場所福岡県門司市　出生年月日昭和24年９月４日　職業無職
被相続人　亡　江藤　常子
事務所大分県杵築市大字杵築1455番地７　弁護士法人平山法律事務所　杵築事務所
相続財産清算人　弁護士　平山　蒼太
催告期間満了日　令和９年５月28日
大分家庭裁判所杵築支部

令和８年（家）第６６９号
青森県青森市堤町１丁目５番20号
申立人　朝日プラザ堤町Ⅱ管理組合
本籍青森県青森市佃三丁目13番
最後の住所青森県青森市堤町１丁目５番20号朝日プラザ堤町Ⅱ20３号
死亡の場所青森県青森市
死亡年月日令和５年１月２日
出生の場所青森県青森市
出生年月日昭和25年10月21日
職業　無職　　被相続人　亡　今泉美津子
事務所青森市長島２丁目10番４号　ヤマウビル８階青森パーク法律事務所
相続財産清算人　弁護士　葛西　洋輔
催告期間満了日　令和９年５月14日
青森家庭裁判所

令和８年（家）第３００９号
大分県豊後大野市三重町玉田1128番地
申立人　社会福祉法人豊後大野市社会福祉協議会
本籍大分県豊後大野市三重町赤嶺2995番地
最後の住所大分県豊後大野市三重町玉田1145番地10
死亡の場所大分県豊後大野市
死亡年月日令和８年４月13日
出生の場所大分県大野郡三重町
出生年月日昭和９年11月22日
職業無職　　被相続人　亡　三浦　伸子
事務所大分市中島西１丁目１番28号
相続財産清算人　司法書士　工藤　克彦
催告期間満了日　令和９年４月30日
大分家庭裁判所竹田支部

令和８年（家）第７２０３１号
東京都板橋区蓮沼町７５番１号
申立人　株式会社トプコン
本籍東京市板橋區志村本蓮沼町２０７番地
最後の住所不明
死亡の場所北海道上川郡東川村
死亡年月日大正元年８月２１日
出生の場所不明
出生年月日明治１０年３月２２日
職業　不明　被相続人　亡　大山　捨次郎
事務所　東京都新宿区荒木町２２－４２ＭＩＢ四谷ビル１階　松田山崎法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山崎　貴啓
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第４０８４号
茨城県つくば市大88５番地
申立人　酒井　明美
本籍茨城県土浦市真鍋六丁目19番
最後の住所茨城県土浦市真鍋６丁目19番36号
死亡の場所茨城県土浦市
死亡年月日推定令和４年12月31日
出生の場所茨城県つくば市
出生年月日昭和７年２月29日
職業無職　　被相続人　亡　浦川　照子
茨城県土浦市港町一丁目７番３号　櫻井ビルⅡ６階Ａ　小菅綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小菅　稔
催告期間満了日　令和９年４月30日
水戸家庭裁判所土浦支部

令和８年（家）第３４７号
長崎県南島原市口之津町丙2023番地１
申立人　小笠原　武司
本籍長崎県南島原市口之津町丙1978番地
最後の住所香川県さぬき市志度1447番地27　ＬＩＦＥ　ＳＴＵＤＹ日吉207
死亡の場所香川県高松市
死亡年月日令和８年１月22日
出生の場所長崎県南高来郡口之津町
出生年月日昭和30年９月６日
職業無職　　被相続人　亡　小笠原　隆一
香川県高松市西内町７－14　玉藻総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石垣　紀彦
催告期間満了日　令和９年４月30日
高松家庭裁判所

令和８年（家）第７１６３２号
東京都豊島区北大塚３－３－４永豊ビル４０１室
申立人　合同会社キクリン
本籍東京都新宿区北新宿一丁目３４２番地
最後の住所東京都新宿区上落合３丁目１９番２号
死亡の場所東京都新宿区
死亡年月日推定平成２８年７月６日
出生の場所新潟県長岡市
出生年月日昭和１８年３月１６日
職業　不明　被相続人　亡　金原　雅子
事務所　東京都港区虎ノ門１丁目１５番１２号　日本ガス協会ビル５階　ＬＭ虎ノ門南法律事務所
相続財産清算人　弁護士　曽根　翼
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７０１８１号
兵庫県姫路市白浜町字松原社甲398番地
申立人　八正寺
本籍兵庫県姫路市白浜町甲521番地
最後の住所兵庫県姫路市白浜町甲521番地
死亡の場所兵庫県姫路市
死亡年月日平成31年４月７日
出生の場所兵庫県飾磨郡白浜村
出生年月日昭和６年８月15日
職業不明　被相続人　亡　中野　忠弘
事務所兵庫県姫路市北条宮の町392番地弁護士法人菊井法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中澤　広明
催告期間満了日　令和９年４月30日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和８年（家）第１０９２号
東京都港区赤坂２丁目３番５号
申立人　株式会社東京スター銀行
本籍愛知県知多郡武豊町字山ノ神54番地14
最後の住所愛知県知多郡武豊町字山ノ神54番地14
死亡の場所愛知県知多郡武豊町
死亡年月日令和８年１月１日
出生の場所兵庫県尼崎市
出生年月日昭和14年１月２日
職業不明　　被相続人　亡　太屋喜代美
愛知県常滑市奥条３丁目80番地　佐々木総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　佐々木寛継
催告期間満了日　令和９年４月30日
名古屋家庭裁判所半田支部

令和８年（家）第５０１８号
福井県鯖江市桜町３丁目４番３号
申立人　桑原　　巧
本籍福井県越前市岩本町第12号３番地
最後の住所福井県鯖江市住吉町１丁目３番８－２号
死亡の場所福井県福井市
死亡年月日令和６年９月17日
出生の場所福井県今立郡今立町
出生年月日昭和32年８月14日
職業不明　　被相続人　亡　玉村　雅祐
福井県越前市新町９号10番地４　シティビル３階　えちぜん法律事務所
相続財産清算人　弁護士　寺田　昇市
催告期間満了日　令和９年４月30日
福井家庭裁判所武生支部

令和８年（家）第３０３３号
埼玉県志木市中宗岡４－20－11
申立人　安原　徳彦
本籍茨城県古河市諸川1037番地４
最後の住所茨城県古河市諸川1037番地４
死亡の場所茨城県猿島郡境町
死亡年月日令和７年10月１日
出生の場所長野県東筑摩郡四賀村
出生年月日昭和28年７月16日
職業自営業　　被相続人　亡　山田　俊夫
事務所茨城県古河市中央町１丁目10番30号弁護士法人古河法律事務所
相続財産清算人　弁護士　志村　和俊
催告期間満了日　令和９年４月30日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和８年（家）第２１５７号
東京都杉並区高井戸東１丁目10番15号
申立人　浅井　順平
本籍愛知県一宮市大志二丁目２番地７
最後の住所愛知県一宮市大志二丁目２番８号
死亡の場所愛知県一宮市
死亡年月日令和８年１月31日
出生の場所愛知県名古屋市中区
出生年月日昭和４年２月24日
職業無職
被相続人　亡　左合　　勝
愛知県一宮市栄１－８－12　一宮栄ビル４Ｆ　弁護士法人アストラル
相続財産清算人　篠塚　祐子
催告期間満了日　令和９年４月30日
名古屋家庭裁判所一宮支部

令和８年（家）第９０６０６号
東京都千代田区麹町五丁目２番地１
申立人　株式会社オリエントコーポレーション
本籍東京都西東京市北原町一丁目２７４６番地
最後の住所東京都西東京市北原町１丁目２９番１０号
死亡の場所東京都新宿区
死亡年月日令和６年７月２４日
出生の場所東京都武蔵野市
出生年月日昭和３５年９月１９日
職業　不明　被相続人　亡　大関　泰博
事務所　東京都渋谷区神南１丁目２２番８号　５階弁護士法人渋谷シビック法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉木　聡一
催告期間満了日　令和９年４月３０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第７３９２号
名古屋市緑区曽根２丁目３94番地　タウン左京山
申立人　伊藤　啓子
本籍名古屋市緑区曽根２丁目３94番地
最後の住所名古屋市緑区曽根２丁目３94番地　タウン左京山
死亡の場所名古屋市緑区
死亡年月日令和８年１月12日
出生の場所愛知県幡豆郡一色町
出生年月日昭和８年１月２日
職業無職　　被相続人　亡　伊藤　こま
事務所名古屋市中区丸の内１丁目４番12号　アレックスビル２階Ｄ室　城南法律事務所
相続財産清算人　弁護士　露木　洋司
催告期間満了日　令和９年４月30日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第１５５号
長野県中野市大字中野1561番地
申立人　任　　京子
本籍長野県中野市大字中野1561番地イ号
最後の住所長野県茅野市金沢4509番地
死亡の場所長野県茅野市
死亡年月日令和８年７月10日
出生の場所長野県下高井郡中野町
出生年月日昭和25年７月25日
職業無職　　被相続人　亡　吉谷　道子
事務所長野県岡谷市長地柴宮３－17－５　ＦＫビル東２０４　おさち法律事務所
相続財産清算人　弁護士　鳥川　秀司
催告期間満了日　令和９年４月30日
長野家庭裁判所諏訪支部

令和８年（家）第２０１１号
山形県長井市本町１丁目３番３号
申立人　山形中央信用組合
本籍山形県長井市泉１４３４番地３号
最後の住所山形県長井市泉１４３４番地の３号
死亡の場所山形県東置賜郡川西町
死亡年月日令和８年５月２６日
出生の場所山形県西置賜郡豊田村
出生年月日昭和２６年１２月１５日
職業左官業
被相続人　亡　遠藤　弘美
山形県長井市四ツ谷２丁目１番２９号
相続財産清算人　樋口　泰栄
催告期間満了日　令和９年４月３０日
山形家庭裁判所長井出張所

令和８年（家）第９０２２号
秋田県横手市大屋新町字大平593番地1
申立人　川越　伸彦
本籍秋田県横手市前郷一番町11番
最後の住所秋田県横手市山内土渕字鶴ケ池31番地3
死亡の場所秋田県横手市
死亡年月日令和7年11月14日
出生の場所秋田県平鹿郡横手町
出生年月日昭和17年9月28日
職業無職
被相続人　亡　冨樫　応愼
事務所秋田県横手市大屋新町字大平593番地1
相続財産清算人　司法書士　川越　伸彦
催告期間満了日　令和９年４月30日
秋田家庭裁判所横手支部

令和８年（家）第２０１５号
山形県最上郡最上町大字向町815番地の７
申立人　金田　常也
本籍山形県最上郡最上町大字向町815番地７
最後の住所山形県最上郡最上町大字向町815番地の７
死亡の場所山形県山形市
死亡年月日令和６年７月27日
出生の場所山形県最上郡最上町
出生年月日昭和40年２月10日
会社員　被相続人　亡　金田　修司
事務所　山形県新庄市沖の町１番17号
相続財産清算人　司法書士　前島登志広
催告期間満了日　令和９年４月30日
山形家庭裁判所新庄支部

公示催告

次の申立人らから別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（ヘ）第２号
大阪府箕面市外院二丁目１１番２号（２号）ニュープル
申立人　西弘
権利の届出の終期　令和９年１月１５日
令和８年９月２８日　福井簡易裁判所
（別紙）　目　録
１．土地　所在：坂井市丸岡町富田町二丁目
地番：２１番
地目：宅地
地積：１９８．９７㎡
２．登記年月日番号
昭和１６年８月６日受付第２２７８号
３．登記した権利の内容
原因：昭和１６年８月５日地上権設定
範囲：東方３０坪
存続期間：昭和１６年８月５日より１０年
地代：１年１坪につき玄米１升
支払期：毎年１２月末日
地上権者：坂井郡丸岡町谷３号３０番地
田井清

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第９７号
北海道枝幸郡枝幸町北栄町1474番地102
申立人　長屋　昇
本籍北海道枝幸郡枝幸町字幸町882番地
最後の住所北海道枝幸郡枝幸町北栄町1474番地102
不在者　長屋喜美子
昭和18年12月22日生
届出期間満了日　令和9年2月5日
旭川家庭裁判所中頓別出張所

令和８年（家）第27号
沖縄県国頭郡本部町字渡久地１０７番地
申立人　中曽根義人
本籍沖縄県国頭郡本部町字渡久地１０７番地
最後の住所沖縄県国頭郡本部町字渡久地１０７番地
不在者　中曽根史夫
昭和28年４月25日生
届出期間満了日　令和９年２月４日
那覇家庭裁判所名護支部

令和８年（家）第４１８号
千葉県千葉市若葉区源町１００５－８
申立人　木原　孝
本籍千葉県千葉市若葉区源町１００５番地８
最後の住所千葉県千葉市若葉区源町１００５番地８
不在者　木原　靖寛
昭和１４年１１月１２日生
届出期間満了日　令和９年１月２９日
千葉家庭裁判所

令和７年（家）第１４６９号
東京都足立区宮城１－１－２３－６０３
申立人　金井　圭
本籍埼玉県さいたま市緑区原山四丁目２９番
最後の住所埼玉県さいたま市南区南浦和３丁目２９番１２－１０３号
不在者　金井　博
昭和２４年５月３０日生
届出期間満了日　令和９年１月３１日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第６７８４号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦5079番地51
申立人　栗林　幸子
本籍大阪府豊能郡豊能町野間口280番地
最後の住所不明
不在者　古谷　静子
昭和13年10月20日生
届出期間満了日　令和９年１月31日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第６５７１号
神奈川県川崎市麻生区黒川62４番地５　ハルグラン若葉台60４
申立人　志村くるみ
本籍東京都北区滝野川１丁目65番地３
最後の住所不明
不在者　毛利　あき
明治38年３月15日
届出期間満了日　令和９年１月29日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第６５７２号
神奈川県川崎市麻生区黒川62４番地５　ハルグラン若葉台60４
申立人　志村くるみ
本籍東京都北区滝野川１丁目65番地３
最後の住所不明
不在者　毛利　孝
昭和10年２月11日生
届出期間満了日　令和９年１月29日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第３２３９号
本籍東京都中野区大和町１丁目21番
最後の住所東京都西東京市芝久保町５丁目６番８号
不在者　清水　鉄平
昭和53年７月10日生
令和８年９月18日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部
裁判所書記官

令和　７年（家）第　４７２号
本籍沖縄県島尻郡座間味村字阿嘉143番地
最後の住所沖縄県島尻郡座間味村字阿嘉143番地
不在者　金城　忠信
昭和９年２月11日生
令和８年９月26日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和８年（へ）第１号
大阪府東大阪市本庄西三丁目８番２９号
申立人　株式会社ロジカル
同代表者代表取締役　青柳隆司
権利を争う旨の申述の終期　令和８年９月１５日
令和８年９月２４日
宇都宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＵＩ６１１５６
金額　６９３００００円
支払期日　令和８年８月１０日
支払地　栃木県宇都宮市
支払場所　株式会社りそな銀行宇都宮支店
振出日　令和８年３月３１日
振出地　栃木県宇都宮市
振出人　北関東ニチユ株式会社　代表取締役　村田宏明
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５８０号
大阪府泉佐野市日根野1503番地１
債務者　カワキ産業株式会社
代表者代表取締役　有本　慎一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　俊一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２２４号
神奈川県横須賀市鷹取一丁目１番１号
債務者　社会福祉法人湘南福祉協会
代表者理事長　松藤　静明
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　弘人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分

横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２１１号
茨城県石岡市正上内11番５号
債務者　株式会社鈴木工業所
代表者代表取締役　鈴木　寿博
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　賢介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時30分

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２４０７号
愛知県東海市加木屋町冬至池４番地の274
債務者　特定非営利活動法人親愛の郷サポート愛知
代表者理事　金野　敏子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　健司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時50分

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８８３号
東京都昭島市宮沢町二丁目２番５号
債務者　株式会社スマイルライフ
代表者代表取締役　稲葉　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三村　義幸
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３０８号
金沢市諸江町下丁214番地１
債務者　株式会社セゼ
代表者代表取締役　杉浦　　治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　陽平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午前10時30分

金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２４号
岩手県紫波郡矢巾町大字赤林第５地割62番地
債務者　有限会社ダイユウ機販明広
代表者代表取締役　高橋　良男
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　治彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分

盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２８０号
北海道雨竜郡沼田町西町３番11号
債務者　株式会社菱農
代表者代表取締役　筒井　鉄也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時

旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８１号
北海道深川市北光町三丁目１番６号
債務者　株式会社アグリ
代表者代表取締役　筒井　鉄也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時

旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４９号
神奈川県厚木市中町４丁目10番４号
債務者　株式会社ノーマ
代表者代表取締役　河原　　清
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須川忠駿
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５７７号
神奈川県小田原市浜町１丁目１番７号
債務者　有限会社ヤギシタ運送
代表者代表取締役　柳下　才一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木下美帆
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後３時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６７号
茨城県桜川市真壁町亀熊578―７、商業登記簿上の本店所在地茨城県桜川市真壁町椎尾1357番地
債務者　有限会社松崎字彫工業
代表者代表取締役　松崎　光英
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　健太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時

水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１６８号
新潟県柏崎市東本町３丁目４番37号
債務者　有限会社ほてい屋
代表者取締役　須田　衣子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　千鶴
4　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時10分

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
鳥取県米子市河崎3252番地
債務者　西部金属株式会社
代表者代表取締役　松浦　忠司
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住　　真介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第６８号
兵庫県西脇市野村町1298番地
債務者　明晃商事株式会社
代表者代表取締役　東田　義己
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第２０８９号
札幌市中央区大通西14丁目１番地15　山田ビル５階
債務者　株式会社オープンソース
代表者代表取締役　平　　鎮彰
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時15分
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０４１号
広島市安佐南区祇園３丁目29番23―102号
債務者　有限会社ヤシマタニリフォーム
代表者取締役　梅田　君江
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　香乃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０５号
兵庫県伊丹市野間北一丁目６番17号
債務者　株式会社ミート・コンシェルジュ
代表者代表取締役　森満　弘樹
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田尻　志麻
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時45分
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２７７号
福岡県久留米市本町18番地１
債務者　合同会社１ｏｇｂｏｏｋ.
代表者代表社員　薬師　琢己
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高松　直史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時10分
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１２３号
栃木県佐野市大橋町3216番地17
債務者　株式会社サンプラス
代表者代表取締役　加藤　茂美
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯塚　文子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第３５２号
静岡県伊豆の国市富士見924番地の３
債務者　有限会社杉光
代表者代表取締役　杉山　逸雄
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉本喜三郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後２時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第５１４０号
大阪市中央区西心斎橋２丁目１番13号御津ビル５Ｆ
債務者　株式会社ＧＲＡＺＩＥ
代表者代表取締役　重原　佳子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　唐井　貴久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７６号
長野県松本市大字空港東8973番地２
債務者　有限会社マイシステム
代表者取締役　上村　徳弘
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤田　若菜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１５９５号
札幌市北区北31条西３丁目２番33―201号
債務者　株式会社アクライ
代表者代表取締役　依田　大樹
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　　哲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２９８号
石川県野々市市扇が丘３番18号
債務者　株式会社ブランコ
代表者代表取締役　泉　　広治
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上野　花穂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時45分
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９９号
石川県野々市市扇が丘３番18号
債務者　コントレイル株式会社
代表者代表取締役　泉　　広治
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　理央
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時50分
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８６号
茨城県神栖市平泉527番地11
債務者　株式会社マツシタホーム
代表者代表取締役　松下　鉄志
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後４時
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２９５号
福井県越前市稲寄町第４号６番地の２
債務者　ライジズ合同会社
代表者代表社員　塚崎　健治
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　孝行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６８号
福岡県大牟田市西新町15番地17
債務者　合同会社秀榮工業
代表者代表社員　雫石　秀樹
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池端　祥久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第３５８号
那覇市三原二丁目１番44号
債務者　ファイン合同会社
代表者代表社員　大城政志郎
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白　　充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時15分
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１９６０号
札幌市北区新川４条15丁目２番１号
債務者　株式会社中央水道設備
代表者代表取締役　坪　　隆志
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　健司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５７７号
埼玉県越谷市北越谷四丁目２番15号、旧本店埼玉県越谷市大沢四丁目16番15号
債務者　株式会社日東トランスポート
代表者代表取締役　小林　節郎
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富田　陽平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時20分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４２号
岐阜県可児市徳野南１―11―１
債務者　千葉　早紀
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　賢二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午後２時30分
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第５７１号
大阪府和泉市太町579番３号
債務者　あーちゃとねぇね合同会社
代表社員　加田野直美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５１７８号
大阪市中央区高津３丁目14番23―303号
債務者　ＩＧＫ株式会社
代表者代表取締役　井垣　圭光
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池内　悠樹
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３９３号
大阪市生野区桃谷３丁目９番27号
債務者　株式会社K’ＦＥＳＴＡ
代表者代表取締役　平野　庄俊
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲井　　晃
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６８号
宮崎県延岡市土々呂町２丁目664番地１
債務者　株式会社渡辺商運
代表者代表取締役　渡辺喜美雄
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　優子
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第４１２号
北海道松前郡松前町字建石53番地　海上自衛隊松前警備所
債務者　宮本　勇生
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　智博
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２０号
千葉県安房郡鋸南町竜島972番地１
債務者　鈴木まゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　和憲
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第３８号
千葉県館山市北条113番地の５　シェアハウスてらす
債務者　田仲　克久
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　達矢
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
神奈川県相模原市南区新磯野４丁目５番１―202号
債務者　河原　　清
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須川忠駿
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５０２号
神奈川県厚木市栄町２丁目６番28―605号
債務者　阿部　　宏
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺井　崇裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５３７号
神奈川県伊勢原市高森602番地の２　グリーンハイツ205号
債務者　加納　芳光
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　志保
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５７８号
神奈川県小田原市浜町１丁目１番７号
債務者　柳下　才一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木下美帆
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後３時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２３号
岩手県滝沢市巣子741番地17
債務者　高橋　良男
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　治彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３４５号
盛岡市津志田南三丁目10番21号　ディアス・ミオＣ105号
債務者　関本　卓二
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作山　直輝
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２５２２号
愛知県津島市西愛宕町２丁目66番地４　第２津島コーポＡ棟402号、従前の住所愛知県一宮市多加木３丁目19番５号
債務者　金﨑　大和
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　愛喜
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１２号
茨城県石岡市正上内11番３号
債務者　鈴木　寿博
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　賢介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第６８号
茨城県桜川市真壁町椎尾1359番地１
債務者　松崎　光英
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　健太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月９日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１８１６号
東京都日野市旭が丘５丁目19番地の６ヴィラ・クレスト旭が丘204
債務者　佐藤　りお
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯原和比古
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８１１号
東京都国分寺市東恋ヶ窪五丁目17番地９ハイム欅106
債務者　高橋　　潤
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋本　雅史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２１９号
神奈川県横須賀市三春町５丁目58番地　金堀アパートＢ―504
債務者　菱倉いずみ
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　義久
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２２９号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目７番地
債務者　柴原　将範
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保龍太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２３０号
神奈川県横須賀市二葉１丁目21番13号
債務者　風間　伸之
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常磐　重雄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１６９号
新潟県柏崎市松美２―５―38　はなことば柏崎２号館218号室、住民票上の住所新潟県柏崎市中央町３番24号
債務者　須田　衣子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　千鶴
4　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１７７号
長野県松本市大字空港東8973番地２
債務者　上村　徳弘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　若菜
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１２５号
群馬県館林市堀工町1066番地の３、前住所群馬県館林市美園町24番17号
債務者　加藤ミネ子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　文子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第４１７号
相模原市南区下溝603番地24
債務者　吉田　桂太
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江崎　智彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３７２号
静岡県浜松市中央区若林町1499番地の１　セジュールマルイチＡ105、前住所静岡県浜松市中央区高丘北一丁目25番４―１号
債務者　平山　安保
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　陵平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２６４号
岐阜県各務原市川島緑町３丁目11番地１
債務者　大橋　広治
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國本　雅丈
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第６９号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番22―204号、前住所兵庫県西脇市野村町387番地
債務者　東田　義己
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第４０９号
新潟市西区鳥原2663番地１
債務者　五十嵐　愛
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　有紀
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９９９号
広島市東区光町１丁目１番１―405号
債務者　瀬尾　美恵
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　淳哲
4　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６３号
島根県雲南市吉田町吉田2628番地１
債務者　松浦　忠司
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　住　　真介
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時50分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１８２号
北海道帯広市西２条南20丁目15番地１　アットホームＮ４－Ｂ
債務者　戸間替翔太
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸谷　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第５７号
兵庫県加東市山国2013番地180
債務者　藤井　大輔
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山　英一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時50分
５　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第２７８号
福岡県久留米市津福本町1679番地12　アザレ久留米103号、前住所福岡県久留米市上津町1391番地21
債務者　薬師　琢己
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高松　直史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第３９０号
沖縄県浦添市字経塚733番地　プラティーク301
債務者　西表　祐哉
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島袋　　元
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時15分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４１号
群馬県みどり市笠懸町久宮573番地８
債務者　小泉　早紀（旧姓増上）
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　大樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第３４５号
埼玉県深谷市緑ケ丘26番３号　第一みどりケ丘ハイツ203号、旧住所埼玉県蓮田市大字駒崎298番地３
債務者　早川　昌希
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青山　智京
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１６号
新潟県佐渡市浜田178番地23
債務者　渡邉　龍介
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十嵐広明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和８年（フ）第５７号
福岡県大牟田市大字白銀793番地２
債務者　ささき仕出し店こと佐々木　勝広
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　大地
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第３５９号
沖縄県那覇市三原２丁目１番44号、住民票上の前住所那覇市字松川49番地２　ケラソス松川四九ノ二203
債務者　大城政志郎
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白　　充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時15分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第５３号
秋田県横手市八幡字上鶴田127番地２　Ｆｅｌ　Ｙｏｋｏｔｅ２　107号室
債務者　原　　正樹
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　　佑
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後３時
５　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第２７４号
群馬県伊勢崎市小泉町633番地６
債務者　星野　恵子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山岡　俊介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後３時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４２７号
新潟市西区木場1843番地
債務者　大縫　　進
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮川　貴浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４７４号
新潟市西区鳥原2663番地１
債務者　渋谷　典雄
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　有紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６２号
山梨県甲斐市吉沢626番地
債務者　山本　浩司
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　成輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５６２号
大阪府岸和田市土生町２丁目10番26―502号
債務者　伊島　弘峰
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福塚　圭恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５８１号
大阪府泉南郡熊取町五門東３丁目７番11号、前住所大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺662番地８
債務者　有本　慎一
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福井　俊一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３０６号
沖縄県うるま市勝連平敷屋3868番地１
債務者　新垣　孟里
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　祐介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２０６号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目３番21号　Ａｍｕｌｅｔ103、前住所兵庫県伊丹市野間北１丁目６番17号
債務者　ｍｅａｔ　ｓｈｏｐ福始こと　森満　弘樹
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田尻　志麻
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２２２号
兵庫県宝塚市高司３丁目１番１号　センチュリーハイツ202号室
債務者　田崎　明子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木優雅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時５分
５　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第６９号
茨城県桜川市真壁町椎尾1359番地１
債務者　松崎　栄子（旧姓杉田）
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関　健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１５９号
滋賀県甲賀市甲賀町神2563番地、前住所滋賀県東近江市宮川町657番地18
債務者　整体院しあわせこと　北村　　元
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀田　直美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６４号
滋賀県蒲生郡日野町大字小御門113番地２
債務者　軽トラ急送こと　山川　耕嗣
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上野心太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第６９９号
広島県安芸郡海田町東昭和町５番21号
債務者　須賀　満正
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金子　昌稔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９８７号
広島県東広島市西条町大沢1146番地２　メゾン・ド・エリカ203号
債務者　西川美恵子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　雄大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０４２号
広島市安佐南区長束３丁目41番10―102号　休石ビル
債務者　梅田　君江
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　香乃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０８４号
広島県江田島市沖美町美能956番地24
債務者　勝田　一行
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５４号
広島県安芸高田市向原町戸島2838番地４、前住所広島県広島市安佐北区亀山南五丁目14番６号
債務者　小林　友明
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中田　大介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第２７７号
徳島県徳島市国府町芝原字東分152―２　国府レインボーハイツⅡ　101号室、住民票上の住所徳島県徳島市国府町西黒田字南傍示30番地の１
債務者　片岡　康行
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾上　一喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３６号
高知市役知町23番13号　パフィオビル101、旧住所高知市南宝永町２番２号
債務者　徳永　　望
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小野塚直毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７２号
高知市仁井田4031番地
債務者　土居喜代惠
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長山　育男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７６５号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番７―302号
債務者　関根　一郎
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福西　菜美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２６号
兵庫県明石市大久保町西島673番地　アルファステイツ明石大久保104号
債務者　松田　浩章
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　勇輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２５８号
徳島県徳島市出来島本町３丁目45番地　矢部ハイツ２―Ａ
債務者　前田　繁雄
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島尾　大次
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７２８３号
福岡県福岡市西区今宿２丁目11―１―401第２西納ビル
債務者　鷲見　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７１号
東京都荒川区南千住７丁目27―12―101
債務者　立野　正美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４０４号
東京都江東区北砂６丁目８－４－106
債務者　松田　知也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４０６号
東京都大田区東雪谷５丁目９－６　東雪谷５丁目ビル401
債務者　小野寺けい
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４２１号
東京都中野区野方６丁目21―１―101
債務者　長島　有加
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４２２号
東京都豊島区西池袋２丁目27－３－101
債務者　中西　建介
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４２３号
東京都世田谷区弦巻４丁目５－５－202
債務者　津久田陽子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４２９号
東京都江戸川区小松川２丁目９－２－101
債務者　菊地　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４５０号
東京都足立区西綾瀬２丁目23―25―201
債務者　宗形　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４５８号
東京都板橋区上板橋１丁目15－９　第２南風庵201
債務者　足達　真希
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４７９号
東京都足立区柳原１丁目35―１―104　サカイリグリーンパーク千住第３
債務者　堀　　憂
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１８３号
北海道旭川市６条通16丁目75番地の４　アランフェスＢ201
債務者　小林　学史
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月23日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０７号
北海道旭川市大雪通１丁目978番地
債務者　佐藤　愛子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月23日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４９２６号
大阪府門真市大池町29番42号
債務者　松本　貫太（旧姓三好）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９号
熊本県山鹿市鹿本町高橋1267番地２　ＳＫコーポ２号、前住所熊本市中央区九品寺４丁目８番１号　ノーブル九品寺206号室
債務者　近藤　匠真
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月11日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第１４５号
島根県松江市学園南二丁目13番６号　ランドサクセス208号室
債務者　小泉　久輝
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７４０５号
東京都中野区松が丘１丁目23―２―102
債務者　吉住歩乃佳
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２８８号
宮崎県児湯郡川南町大字川南6943番地２、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋7114番地
１　エステートＡ―11号室
破産者　河野　快音
異議申述期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月14日　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３８６号
大阪府岸和田市西之内町45番52―103号
破産者　清水　知美
異議申述期間　令和８年12月４日まで
令和８年10月９日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１３７３号
（最後の住所）大阪府茨木市大池１丁目14番67号　第一内の瀬ハイツ　101号
破産者　被相続人亡和田匡俊相続財産
異議申述期間　令和８年12月８日まで
令和８年10月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６９１号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目４番23号
コーポ・プロスペリティ　401号
破産者　浪花　勝史
異議申述期間　令和８年12月８日まで
令和８年10月13日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

令和８年（再）第２号
山口県下松市藤光町二丁目４番14号
再生債務者　ＮＩＣ工業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　山口県周南市緑町１－47　美重ビル２階　中坪法律事務所　弁護士　中坪清　山口県周南市緑町１－47　美重ビル２階　中坪法律事務所　弁護士　山田貴之
令和８年10月６日
山口地方裁判所周南支部

令和８年（再）第２１号
川崎市幸区大宮町１３１０番地
再生債務者　日本トイザらス株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内１丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー１３階　阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士　片山英二
令和8年10月1日
東京地方裁判所民事第２０部

決議に付する決定

令和８年（再）第１号
大阪市大正区南恩加島六丁目１７番４号
再生債務者　中田　浩一
1　決議に付する計画案　令和８年８月28日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　令和８年11月11日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
令和８年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

令和８年（再）第１８号
東京都港区新橋三丁目６番４号日吉ビル６階
再生債務者　弁護士法人ＩＺＸ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨
決議に付され可決された本件再生計画には，民事再生法１７４条２項各号に該当する事由はない。
令和8年10月7日
東京地方裁判所民事第２０部

再生手続終結

令和８年（再）第２号
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　東京共同会計事務所内
再生債務者　米子バイオマス発電合同会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
令和8年10月6日
東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第３８４号
東京都大田区羽田２―20―８
再生債務者　早川　雅子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３９１号
東京都目黒区中根１―12―21―205
再生債務者　野口　幸男
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２５号
長野県須坂市田の神22番地３
再生債務者　廣橋　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月27日まで
長野地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第１１９号
京都市北区大北山原谷乾町40番地74
再生債務者　モーターサイクルオーバーフローこと　奥田　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第８１号
大阪府高石市取石３丁目５番７―303号
再生債務者　河合　宏治
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第１３号
広島県呉市下山田町７番13号
再生債務者　竹中　幸世
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（再イ）第２６１号
福岡県宗像市自由ヶ丘南２丁目２番地８
再生債務者　久門　明香
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第７号
福岡県大川市大字幡保246番地２　エルメゾン幸Ｂ棟203号
再生債務者　山崎　莉歩
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月27日まで
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

令和８年（再イ）第４２号
群馬県伊勢崎市美茂呂町4297番地９
再生債務者　岡野　真明
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第５９号
新潟市中央区姥ケ山５丁目10番３号　コーポウインヒルズ105号
再生債務者　鈴木　洋一
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月15日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１８号
三重県伊賀市沖3259番地の３
再生債務者　魚谷　健太
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第９３号
兵庫県姫路市飾磨区下野田２丁目423番地17
再生債務者　西下　武志
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第４１号
香川県さぬき市寒川町石田西2228番地２
再生債務者　清川　　僚
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前９時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第４３号
香川県高松市香川町浅野385番地14
再生債務者　小笠原利絵
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第３号
高知県四万十市赤松町12―21　クレールＡＢＥⅡ103号室
再生債務者　芳竹　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
高知地方裁判所中村支部

令和８年（再イ）第１６号
福岡県飯塚市中350番地22
再生債務者　江口　香織
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和８年（再イ）第２号
佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦132番地２
再生債務者　小山　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（再イ）第２０号
兵庫県宝塚市中山桜台６丁目15番１―209号
再生債務者　竹本　光寿
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再イ）第１７４号
札幌市中央区南４条東４丁目１番地36　オリエンタルコート大友305号
再生債務者　小林　夏美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２２０号
札幌市東区北13条東４丁目１番24―105号
再生債務者　髙木　一彦
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３１号
青森市沖館５丁目16番７号
再生債務者　阿部　考四
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第２０７号
千葉県船橋市海神１丁目８番20―406号
再生債務者　野村　大樹
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第８１号
神奈川県小田原市久野261番地の５　泰山ハイツＡ－３
再生債務者　三戸　直人
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第８８号
静岡市清水区蒲原新栄87番地の13
再生債務者　西明　勇真
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第９６号
静岡市駿河区高松1112番地の１
再生債務者　熊田　光記
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第８３号
大阪府和泉市のぞみ野二丁目３番15―511号
再生債務者　菊永　賢二
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第８８号
大阪府和泉市池田下町947番地の２
再生債務者　坂本　雅信
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第１７号
奈良県北葛城郡王寺町久度１丁目17番７―702号
再生債務者　片岡久美子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（再イ）第２８号
奈良県北葛城郡河合町池部３丁目21番31号
再生債務者　大滝　賢次
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（再イ）第４０号
奈良県生駒郡安堵町大字笠目351番地
再生債務者　松岡　　徹
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月30日まで
奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第７９号
岡山県玉野市長尾2052番地６
再生債務者　渡辺　哲章
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年11月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第９５号
岡山県玉野市宇野８丁目27番20号
再生債務者　石濱　雅恵
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年11月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第３９号
茨城県小美玉市栗又四ケ2569番地４
再生債務者　小澤　　崇
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第２７号
山梨県西八代郡市川三郷町上野2441番地５
再生債務者　塩島　浩二
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第５号
長野県飯田市松尾代田1495番地19
再生債務者　原田　友晴
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（再イ）第１１８号
京都市山科区音羽八ノ坪20番地１　ザ　レジデンス　京都・東　502号室
再生債務者　岡田　直子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１３４号
京都府宇治市五ケ庄平野31番地の７　ラポート池の川604号、前住所京都府宇治市木幡御園20番地の214
再生債務者　安井　健悟
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第３４１号
大阪市西淀川区中島１丁目39番３―10号
再生債務者　橿本　真一
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３５４号
大阪府枚方市中宮本町１番60号
再生債務者　山田　政弘
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３５５号
大阪府枚方市中宮本町１番60号（営業所の住所　大阪府枚方市中宮本町４―18）
再生債務者　スタジオピゥこと　山田あゆみ
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３８３号
大阪府八尾市竹渕４丁目33番地の３　アビタシオン岸田507号
再生債務者　中西　大輔
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４２３号
大阪市旭区中宮５丁目３番29号　エトワルＫ２　502
再生債務者　千葉由加里
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３６号
和歌山県橋本市高野口町向島120―１―Ｂ201
（住民票上の住所）和歌山県橋本市高野口町応其312番地の２
再生債務者　高齢者生活支援センターこと　城内　龍玄
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第３７号
和歌山県橋本市高野口町向島120番地の１
アルバ向島Ｂ201号
再生債務者　城内　　優（旧姓　矢野）
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１０１号
広島市佐伯区三宅３丁目２番26―201号
再生債務者　土橋　達也
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第６号
広島県三次市志幸町622番地
再生債務者　西口飛勇馬
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年12月１日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（再イ）第２２号
宮崎県都城市上長飯町37号10番地　中村荘202号
再生債務者　二之宮　亮
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（再イ）第６号
鹿児島県南さつま市加世田高橋2066番地226
再生債務者　田原　裕樹
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

令和８年（再イ）第１６号
岩手県一関市中里字舟場22番地１
再生債務者　佐々木俊明
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（再イ）第１０号
群馬県桐生市宮本町２丁目４番８号
再生債務者　中西　大祐
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（再イ）第１０５号
東京都青梅市長淵２丁目864番地の６
再生債務者　小澤　由香
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第５１号
新潟市西蒲区西長島774番地１　ヴィオレッタⅡ　201号
再生債務者　折笠　豊和
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月16日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第５号
新潟県小千谷市上ノ山４丁目６番６号
再生債務者　髙橋　宏史
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第２４号
富山県砺波市太田500番地８
再生債務者　水谷　初
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（再イ）第２６号
富山県射水市若杉143番地２
再生債務者　油谷　智史
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（再イ）第３９号
石川県白山市宮永市町475番地２
再生債務者　大筆　弘子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第４３号
静岡県三島市幸原町２丁目18番29号　セレノⅢ201
再生債務者　横山　友宣
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第９号
三重県度会郡玉城町勝田3060番地28
再生債務者　河合邦幸
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
津地方裁判所伊勢支部再生係

令和８年（再イ）第１２号
滋賀県長浜市弥高町17番地
再生債務者　高山　弘樹
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和８年（再イ）第９８号
兵庫県加古川市米田町平津732番地の31
再生債務者　澤田石　隆
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第１３号
大分県宇佐市安心院町東恵良14番地
再生債務者　惠良　裕太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月16日まで
大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和８年（再イ）第２８号
愛知県豊川市御津町御馬梅田１番地92
再生債務者　近藤　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第１７号
福井県勝山市鹿谷町本郷第31号18番地２
再生債務者　檜木　亮紀
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月２日まで
福井地方裁判所

令和８年（再イ）第１０４号
京都市中京区壬生賀陽御所町24番地　ｓａｗａｒａｂｉ　ｃａｓａ　602
再生債務者　西村　　響
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和９年１月13日まで
4　一般異議申述期間　令和９年１月25日から令和９年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第４号
福島県いわき市好間町中好間字照田50番地の１　メゾンフォーレストⅢ101
再生債務者　安彦　祐世
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年９月29日
福島地方裁判所いわき支部

令和７年（再イ）第２６５号
横浜市神奈川区神大寺２丁目６番46―305号
再生債務者　広谷　文香
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月13日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１３号
福島県双葉郡富岡町大字小浜字大膳町181番地１　グリーンパークⅢ101
再生債務者　尾崎　憲司
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年９月30日
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第９８号
横浜市栄区上郷町1172番地２
再生債務者　南保　圭昭
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月14日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１４４号
千葉市若葉区貝塚町2037番地１　アサヒファミール206号
再生債務者　丸山　　渚
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月13日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第９号
福島県二本松市米沢字観音堂102番地
再生債務者　齋藤　利彦
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日　　福島地方裁判所

令和８年（再イ）第９号
茨城県つくばみらい市富士見ヶ丘１丁目26番地５
再生債務者　三上　そら
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第７０号
東京都武蔵村山市大南１丁目65番地の４
再生債務者　町田　泰男
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第８９号
東京都八王子市中野山王２丁目７番７号
再生債務者　北村　正友
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第４０号
川崎市高津区上作延３丁目26番16号
再生債務者　井上　知也
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第１４号
神奈川県座間市相模が丘３丁目２番４―２号
再生債務者　安藤　辰弥
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第３２号
相模原市中央区相模原３丁目５番23号　ハートスクエア302
再生債務者　佐藤　健太
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第３０号
岐阜市福光南町18番２号
再生債務者　高野　真次
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日　　岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第４４号
岐阜市六条南１丁目８番25号（ソルジェンテ102）、（前住所）岐阜市六条福寿町15番20―302号（ハイツアドニス）
再生債務者　Ｃｒｅａｍｙ　Ｍａｍｍｙこと原　道子
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日　　岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第３７号
静岡県田方郡函南町桑原1036番地の６
再生債務者　大澤　和宏
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第４２号
静岡県三島市谷田（雪沢）173番地の32　加藤マンション203
再生債務者　足立　昌彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第３６号
静岡県浜松市中央区半田山二丁目15番24号
再生債務者　大野　智久
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第１２０号
名古屋市港区当知４丁目2202番地
再生債務者　寺尾　克巳
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１０号
三重県松阪市久保町1855番地1369
再生債務者　森田　功二
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日　津地方裁判所松阪支部

令和７年（再イ）第８３号
大阪府泉大津市曽根町３丁目２番10―６号
再生債務者　鈴江　明男
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第３６号
大阪府岸和田市中井町３丁目12番６号
再生債務者　樋垣　善明
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和７年（再イ）第１１号
奈良県大和高田市旭南町２番２―508号　リヴェール大和高田
再生債務者　寧山　孝男こと　嚴　　在鳳
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月８日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（再イ）第４４号
愛知県岡崎市岩津町字車塚91番地99
再生債務者　郡　　秀幸
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月13日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第７１号
大阪府和泉市はつが野六丁目35番３号
再生債務者　戸村　沙和
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月９日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第７２号
大阪府和泉市はつが野六丁目35番３号
再生債務者　戸村　　圭
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月９日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第１９号
北海道帯広市西16条北３丁目３番11号　フルハウス205
再生債務者　須川　祐希
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月14日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和８年（再イ）第２８号
金沢市諸江町中丁91番地12（従前の住所）金沢市諸江町下丁119番地１　シェモアクレアＡ103号）
再生債務者　新田　球真
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月14日　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３２号
金沢市窪３丁目17番地１　モン・ソレイユ201号
再生債務者　金平　拓馬
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月14日　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第９５号
札幌市東区東雁来８条４丁目２番20号
再生債務者　遠藤　健広
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３号
長野県飯田市桐林985番地１
再生債務者　中津　茂雄
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日　長野地方裁判所飯田支部

令和８年（再イ）第１２８号
大阪市東淀川区西淡路３丁目４番５号
再生債務者　石田　利香
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１２７号
札幌市東区北27条東13丁目４番27―101号
再生債務者　佐藤　悠介
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１４５号
札幌市白石区栄通11丁目５番５号　アズールⅦ401（住民票上の住所）北海道滝川市北滝の川414番地２
再生債務者　尾﨑　哲也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第６５号
京都市東山区福稲下高松町57番地
再生債務者　Ｓｔａｎｄ　ｔｏこと　山中　翼
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月14日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１０号
滋賀県長浜市四ツ塚町127番地４
再生債務者　中村　有希
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月14日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第２６号
福井市南四ツ居２丁目18番７号
再生債務者　吉岡　昭彦
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月13日　福井地方裁判所
令和８年（再イ）第５８号
京都市上京区上長者町通裏門東入須浜町568番地13　西陣待機宿舎406号
再生債務者　倉垣　翔平
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月14日
京都地方裁判所第５民事部再生係
令和７年（再イ）第４２号
広島県福山市駅家町大字下山守２番地９
再生債務者　西宮　賢吾
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月14日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第１１号
札幌市白石区南郷通６丁目南５番11―404号
再生債務者　髙橋　　廉
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部
令和８年（再ロ）第５号
大阪府岸和田市別所町２丁目４番26号　ロジュマン翠203号
再生債務者　植松　一也
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和８年（再ロ）第６号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1548番地７
再生債務者　春日　一利
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係
令和８年（再ロ）第５号
徳島県板野郡板野町川端字島中須55番地２
再生債務者　木下　　巌
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部
令和８年（再ロ）第６号
徳島県板野郡板野町川端字島中須55番地２
再生債務者　木下　佳苗
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第３号
千葉県旭市川口1234番地５　メゾンベール202
再生債務者　鳥羽　寿彦
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第５号
東京都町田市金森３丁目23番30号
再生債務者　戸澤　由貴
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部
令和８年（再ロ）第５号
青森県平川市碇ヶ関古懸南不動野29番地14
再生債務者　白尾　裕哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日　青森地方裁判所弘前支部

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和８年（チ）第１４号
千葉県鴨川市川代1203番地
申立人　石井　香澄
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）船橋市前原西六丁目１番４棟503号
所有者　鈴木　スヱ子
届出期間満了日　令和８年12月６日
令和８年10月６日
千葉地方裁判所館山支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　鴨川市川代字道田
地番　1259番２
地目　山林
地積　102平方メートル
令和８年（チ）第１号
佐賀県伊万里市脇田町1454番地260
申立人　笹山　清彦
住所・居所　不明
（戸籍附票上の住所）ブラジル国サンパウロ州サンジョゼドスカンポス市カナダ街486番
共有者　田中　八重子
住所・居所　不明
共有者　江副　満夫
住所・居所　不明
共有者　林　　節子
住所・居所　不明
共有者　ニシザキマスコ
届出期間満了日　令和８年12月６日
令和８年10月６日
佐賀地方裁判所武雄支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　武雄市北方町大字志久字西ノ浦
地番　４３０２番１
地目　宅地
地積　４３４．００平方メートル
共有者　田中八重子の共有持分　４分の１
共有者　江副　満夫の共有持分　４分の１
共有者　林　　節子の共有持分　４分の１
共有者　ニシザキマスコの共有持分　４分の１
令和８年（チ）第２号
茨城県東茨城郡茨城町大字奥谷33番地１
申立人　ひぬま川土地改良区
亡木村辰雄の最後の住所　茨城県東茨城郡茨城町大字南栗崎604番地
所有者　亡木村辰雄相続財産
届出期間満了日　令和８年12月７日
令和８年10月５日
水戸地方裁判所民事部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　東茨城郡茨城町大字南栗崎字西田
地番　1333番
地目　田
地積　745平方メートル
２　所在　東茨城郡茨城町大字南栗崎字西田
地番　1334番
地目　田
地積　1533平方メートル

令和８年（チ）第１号

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
申立人　　熊本県
住所
阿蘇郡阿蘇町大字跡ケ瀬621番地
所有者　　石本　旭
届出期間満了日　令和8年11月30日

令和8年10月7日
熊本地方裁判所阿蘇支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　阿蘇市跡ケ瀬字北上向
地番　126番2
地目　山林
地積　１０２平方メートル

令和８年（チ）第５号

岩手県花巻市東和町百ノ沢３区25番地
申立人　薄衣　健一
岩手県花巻市東和町落合１区178番地
申立人　菊池　正弘
住所・居所　不明
亡菊池節雄の最後の住所
岩手県花巻市東和町百ノ沢３区３番地
（不動産登記記録上の住所）和賀郡東和町百ノ沢３区３番地
所有者　亡菊池節雄相続財産
届出期間満了日　令和８年12月７日

令和８年10月７日
盛岡地方裁判所花巻支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　花巻市東和町百ノ沢２区
地番　204番１
地目　田
地積　246平方メートル
2　所在　花巻市東和町百ノ沢２区
地番　205番
地目　田
地積　373平方メートル
3　所在　花巻市東和町百ノ沢２区
地番　206番
地目　田
地積　325平方メートル
4　所在　花巻市東和町百ノ沢２区
地番　207番１
地目　田
地積　344平方メートル
5　所在　花巻市東和町百ノ沢２区
地番　208番１
地目　田
地積　323平方メートル
6　所在　花巻市東和町百ノ沢２区
地番　209番１
地目　田
地積　322平方メートル
7　所在　花巻市東和町百ノ沢２区
地番　210番１
地目　田
地積　337平方メートル
8　所在　花巻市東和町百ノ沢２区
地番　211番１
地目　田
地積　357平方メートル
9　所在　花巻市東和町百ノ沢３区
地番　２番１
地目　山林
地積　8679平方メートル
10　所在　花巻市東和町百ノ沢３区
地番　２番２
地目　山林
地積　589平方メートル
11　所在　花巻市東和町百ノ沢３区
地番　２番３
地目　山林
地積　102平方メートル
12　所在　花巻市東和町百ノ沢３区
地番　５番
地目　原野
地積　799平方メートル
13　所在　花巻市東和町百ノ沢３区
地番　６番
地目　田
地積　161平方メートル
14　所在　花巻市東和町百ノ沢３区
地番　７番１
地目　ため池
地積　573平方メートル
15　所在　花巻市東和町百ノ沢３区
地番　８番２
地目　山林
地積　180平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年十月二十二日
青森県八戸市下長二丁目一番三五号
（甲）みちのくパートナーズ合同会社
代表社員　竹内　靖治
青森県八戸市石堂一丁目三〇番九号
（乙）アマテラス合同会社
代表社員　竹内　進

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載
掲載の日付　令和八年十月二十二日
掲載貢　四貢
（乙）掲載
掲載の日付　令和八年十月二十二日
掲載貢　四貢
令和八年十月二十二日
栃木県真岡市西郷一九三番地一
（甲）株式会社アイ・シー・ゼロ・シックス
代表取締役　植田　兼司
栃木県真岡市西郷一九三番地一
（乙）株式会社京乃匠家
代表取締役　東　浩二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://awmi.co.jp/company/financial/
（乙）掲載
掲載の日付　令和八年七月九日
掲載貢　七十九貢（号外第一五四号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年十月二十二日
埼玉県狭山市新狭山一丁目五番二〇号
（甲）エア・ウォーター・メディカル株式会社
代表取締役　須郷　多隆彦
愛知県あま市花正郷中二五番地
（乙）エア・ウォーター・バイオデザインパーク株式会社
代表取締役　杉田　裕之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載
掲載の日付　令和八年四月二十日
掲載貢　四十三貢（号外第九十二号）
（乙）掲載
掲載の日付　令和八年四月二十日
掲載貢　四十三貢（号外第九十二号）
令和八年十月二十二日
東京都渋谷区円山町二八番二号
（甲）株式会社トリドリ
代表取締役　三宮　翔太
東京都渋谷区恵比寿西二丁目二五番一七号
（乙）株式会社Ｖｏｓｔｅｒ
代表取締役　名取　一慶悟

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.rheos.jp/
（乙）掲載
掲載の日付　令和八年四月十日
掲載貢　一〇五貢（号外第八十五号）
令和八年十月二十二日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番二号
（甲）レオス・キャピタルワークス株式会社
代表取締役　湯浅　光裕
東京都千代田区丸の内一丁目一番二号
（乙）フィナップ株式会社
代表取締役　田村　啓樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月十六日

掲載頁　一〇四頁（号外第二二七号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十二日

大阪市北区梅田三丁目四番五号毎日新聞ビル二階

（甲）株式会社Ｓｔａｒｓ

代表取締役　水谷　治朗

大阪府大阪市北区梅田三丁目四番五号毎日新聞ビル二階

（乙）株式会社リタラス

代表取締役　水谷　治朗

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エムＴＡＫＩＧＡＷＡ（住所東京都八王子市七国一丁目七番七号）に対して当社の不動産の保有事業の一部についての資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　一六五頁（号外第二二三号）

令和八年十月二十二日

東京都八王子市七国一丁目七番七号

株式会社ＴＡＫＩＧＡＷＡ

代表取締役　滝川　勝信

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エイチＴＡＫＩＧＡＷＡ（住所東京都八王子市七国一丁目七番七号）に対して当社の不動産の保有事業の一部についての資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　一六五頁（号外第二二三号）

令和八年十月二十二日

東京都八王子市七国一丁目七番七号

株式会社ＴＡＫＩＧＡＷＡ

代表取締役　滝川　勝信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十二日

山形県山形市幸町七番五〇号ＬＥＢＥＮ二一―二〇八

ユナイテッドエージェント合同会社

代表社員　庄司　裕貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ユナイテッドイノベーションとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十二日

札幌市豊平区月寒東五条九丁目五番三二号

合同会社キレイナシステム

代表社員　村野　芳範

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区常盤一番三―九―三〇八

順英国際合同会社

代表社員　曹　佳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十二日

東京都練馬区田柄二―四二―一二

私たちの合同会社

代表社員　庄子　由夏

代表社員　庄子　咲彩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十二日

東京都多摩市東寺方五四四―九

アイキューエル合同会社

代表社員　木川　慶紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十二日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

合同会社ノゾミ投資

代表社員　郡　雄稀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十二日

東京都台東区西浅草二丁目一二番一号

合同会社ＲＯＮ

代表社員　大竹　麗華

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ｄｏｔ　ｍｏＶｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十二日

東京都港区南青山二―二―一五

合同会社ｄｏｔ　ｍｏＶｅ

代表社員　田邨　隼人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十二日

東京都世田谷区太子堂四丁目一八番一五号

合同会社灯羅企画

代表社員　飯田　泰朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十二日

島根県益田市久城町二六七番地六

合同会社小林環境安全支援室

代表社員　小林　大樹

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、組織変更後の商号は吉南物流株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十二日

山口県宇部市大字善和字大日二〇三―六三

吉南物流協同組合

代表理事　井本　健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千五十万一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月二十二日

掲載頁　四頁

令和八年十月二十二日

栃木県真岡市西郷一九三番地一

株式会社アイ・シー・ゼロ・シックス

代表取締役　植田　兼司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千万一円減少することにいたしました。減少する資本金の額のうち、二百五十万円を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＫ－ＯＭＥＧＡ１

代表取締役　秋山　翔平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万百二十円減少し一億円とし、減少する資本金の全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十九頁（号外第七十六号）

令和八年十月二十二日

東京都千代田区神田駿河台一丁目七番一〇号ＹＫ駿河台ビル六階

EMC Healthcare株式会社

代表取締役　伊達　仁人

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十九億一千二万七千四百八十九円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年八月五日

掲載頁　四頁

令和八年十月二十二日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

ＲＩＺＡＰ株式会社

代表取締役　瀬戸　健

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二百五十万円減少することにいたしました。

臨時株主総会の決議は、令和八年九月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月十六日

掲載頁　八十九頁（号外第二二七号）

令和八年十月二十二日

宮崎県日南市南郷町贄波一二九三番地

イートウェルグローバルジャパン株式会社

代表取締役　ムオドコフスキー　パウェル

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十七億六千八百十万二千九百円、資本準備金の額を七十一億五千二百十二万四千四百七十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mcj.jp/ir/

令和八年十月二十二日

埼玉県春日部市緑町六丁目一四番五三号

株式会社ＭＣＪ

代表取締役　安井　元康

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千百三十万円、資本準備金の額を七千百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.yamaha-robotics.com/

令和八年十月二十二日

東京都武蔵村山市伊奈平二丁目五一番地の一

ヤマハロボティクス株式会社

代表取締役　中村　亮介

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七十九億四百四万九千二百四十円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十日

掲載頁　一六〇頁（号外第一二八号）

令和八年十月二十二日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

山王パークタワー二十六階

株式会社クラフコ

代表取締役　田辺慶二郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千百三十六万円、資本準備金の額を一億三千三百九十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月十五日

掲載頁　一四四頁（号外第二二六号）

令和八年十月二十二日

東京都中央区銀座六丁目八番七号

株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ

代表取締役　島田　直樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百八十四億百万円、資本準備金の額を百八十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十二日

東京都港区南青山二丁目六番二一号

楽天不動産株式会社

代表取締役　橘　正

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万五千円、資本準備金の額を五千円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は令和八年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月十三日

掲載頁　四頁

令和八年十月二十二日

神奈川県横須賀市浦郷町五丁目二九三一番地

シンジーテックホールディングス株式会社

代表取締役　今野　隆弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千四百八十九万円、資本準備金の額を五億一千百八十四万九千七百六十円減少し、それぞれ八千万円、二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月十六日

掲載頁　九十八頁（号外第二二七号）

令和八年十月二十二日

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目七―二〇

彩都バイオイノベーションセンター

ＡＯＩ　Ｂｉｏｓｃｉｅｎｃｅｓ株式会社

代表取締役　末田　伸一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十二日

東京都千代田区二番町三番地四

イーパーセル株式会社

代表取締役　山﨑祐一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき当社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年十一月十五日です。

令和八年十月二十二日

東京都練馬区東大泉一丁目三五番六号

永楽興業株式会社

代表清算人　安永　裕子（山元　裕子）

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年十月二十二日

東京都調布市多摩川一丁目二一番地一

協栄プリント技研株式会社

代表取締役　小林　明宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十二日

横浜市神奈川区山内町二番地

株式会社杉山商店

代表取締役　杉山　和彦

限定承認公告

本籍東京都墨田区業平二丁目一六番、最後の住所東京都墨田区太平二丁目三番一〇―一〇一号

被相続人　亡　田口　三郎

右被相続人は令和八年二月九日死亡し、その相続人は令和八年十月一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

茨城県筑西市玉戸一六二二番地七五

相続財産清算人　田口　勲

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市中央区相生町四丁目八番地、最後の住所神戸市垂水区山手一丁目四番一六号

被相続人　亡　前田　宗作

右被相続人は令和八年八月十一日死亡し、その相続人は令和八年十月七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

兵庫県神戸市垂水区山手一丁目四番一六号

相続財産清算人　前田　明子

限定承認公告

本籍奈良県橿原市城殿町二三〇番地、最後の住所奈良県天理市西長柄町三三〇番地三　一〇一

被相続人　亡　太田　均

右被相続人は令和八年七月二十二日死亡し、その相続人は令和八年十月十九日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

奈良県大和高田市大字大中一二番地の一法友ビル一階かつらぎ法律事務所

相続財産清算人太田雄人

代理人弁護士　佐々木美穂

新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社は、左記の通り、左記一記載の信託を令和八年十一月二十五日付で新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の表示

・委託者兼受益者（受益権の譲受けにより当初委託者の地位を承継）

愛媛県四国中央市三島紙屋町七番三五号

大王海運株式会社

・受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

・信託の年月日

令和四年七月一日

・信託契約の名称

不動産管理処分信託契約書　受益権譲渡制限付（赤坂ＤＴビル）（その後の変更を含みます。）

二、財産状況開示資料等の内容

信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、履行の見込みに関する事項

新規信託分割が効力を生ずる日以後における従前の信託及び新たな信託の各信託財産責任負担債務については、いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産ソリューション部

電話番号　〇三―六二五六―六一〇〇

令和八年十月二十二日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役　米山　学朋

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七十億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十九日

掲載頁　一二七頁（号外第一三五号）

令和八年十月二十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

入間新光特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億五千万円減少し、優先出資三億五千万口を一口につき金一円をもって有償消却し、消却に要する金額を金三億五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/gljree

令和八年十月二十二日

東京都千代田区永田町二丁目一七番五号

ＧＬ　ＪＲＥ　Ｅ特定目的会社

取締役　金谷　正文

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和八年九月三十日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都八王子市滝山町二丁目三五一番地

株式会社スーパーアルプス

規約型確定給付企業年金清算人　榎本太一郎

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

ＭＡＭＳ株式会社

（旧三菱農機販売株式会社）

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志

債権申出の公告（第二回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

ＭＡＭ株式会社

（旧三菱マヒンドラ農機株式会社）

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志

債権申出の公告（第二回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

島根県松江市東出雲町揖屋六八六番地一

リョーノーファクトリー株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志